

○携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備の技術的条件を定める件（平成二十三年総務省告示第四百五十三号）の一部を改正する告示案
 （傍線部は改正部分）

改正案		現行	
<p>一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、このりでない。）</p> <p>ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの</p>		<p>一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、このりでない。）</p> <p>ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの</p>	
周波数	不要発射の強度の許容値	周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値	九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル以下の値	一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル以下の値	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）一三デシベル以下の値

一、〇〇〇 MHz 以上 一二・七五 GHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル以下の値
------------------------------	--

注 送信する電波の周波数が八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下のものにあつては、一、〇〇〇 MHz 未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、一、〇〇〇 MHz 未満の周波数の任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 三デシベル以下の値であること。

- イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下のもの

(表略)

- (2) 基地局対向器に係るもの (送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

- ア 送信する電波の周波数が八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下のもの

(表略)

- イ 送信する電波の周波数が九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下のもの

周波数

不要発射の強度の許容値

一、〇〇〇 MHz 以上 一二・七五 GHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三デシベル以下の値
------------------------------	--

- イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下のもの

(同上)

- (2) 基地局対向器に係るもの (送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

- ア 送信する電波の周波数が八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下のもの

(同上)

九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一、二七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの
(表略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの
(同上)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信

を行うもの（送信周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上二、九九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。） 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

注 送信する電波の周波数が八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下のものにあつては、

一、〇〇〇 MHz 未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、一、〇〇〇 MHz 未満の周波数の任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三デシ

を行うもの（送信周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上二、九九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八六〇 MHz を超え八九五 MHz 以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。） 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

ベル以下の値であること。

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九 MHz を超え二、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え二、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下のもの

(表略)

(2) 基地局と通信を行うもの(送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上二、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下のもの

(表略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇 kHz 以上三	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九 MHz を超え二、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え二、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下のもの

(同上)

(2) 基地局と通信を行うもの(送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上二、九一九・六 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下のもの

(同上)

〇MHz未満	が(一)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一、二七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

(表略)

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。
なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

(同上)

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。
なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの

(略)

イ (略)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、

一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下又は一、七

四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下又は九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下のもの

(略)

(同上)

イ (同上)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八二五 MHz を超え八五〇 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九 MHz を超え一、四六

二・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz

以下のもの

(ア・イ) (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇 MHz を超え八九五 MHz 以下のもの

(同上)

イ (略)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、

一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

三 増幅度特性は、次のとおりとする。

1 ～ 3 (略)

四 (略)

イ (同上)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八一五 MHz を超え八五〇 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九 MHz を超え一、四六

二・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

三 無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(同上)

四 (略)